

## 国民年金法 法改正（施行日平成31年4月） 第1号被保険者の産前産後保険料免除

### （制度の概要）

次世代育成支援の観点から出産予定日又は出産日が属する月の前月から4か月間（以下「産前産後免除期間」といいます。）の国民年金保険料が免除。

（多胎妊娠の場合は、出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民年金保険料が免除。）

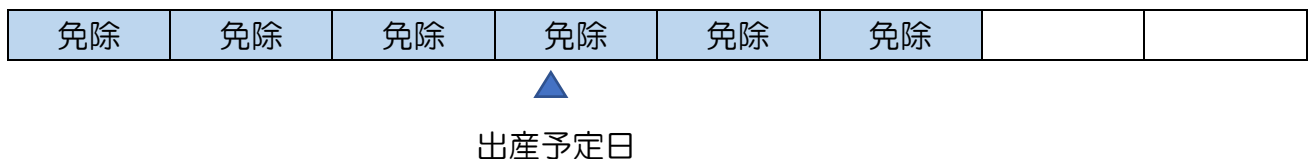
### 【POINT】

- ①死産、流産、早産された方を含む。
- ②産前産後免除は法定免除・申請免除よりも優先。
- ③国民年金に任意加入している場合、産前産後期間に係る保険料免除は適用なし。
- ④産前産後免除期間は保険料を納付したものであるとして老齢基礎年金の受給額に反映。
- ⑤所得の有無にかかわらず保険料の負担を免除。
- ⑥産前産後免除期間についても付加保険料を納付することが可能。
- ⑦出産予定日の6か月前から届出が可能。

【単胎の場合】 出産予定日又は出産日が属する月の前月から出産予定月の翌々月までの4か月間



【多胎の場合】 出産予定日又は出産日が属する月の3か月前から出産予定月の翌々月までの6か月間



届出が出産後の場合

### 法88条の2（保険料の免除）

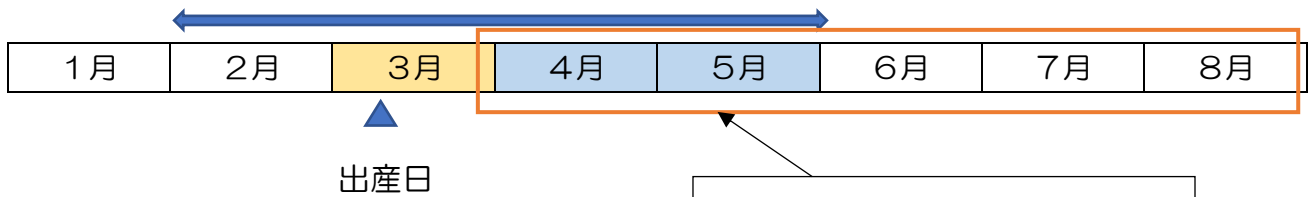
被保険者は、**出産の予定日**（厚生労働省令で定める場合にあつては、**出産の日**。）の属する月（「**出産予定月**」）の**前月**（多胎妊娠の場合においては、**3月前**）から**出産予定月の翌々月までの期間**に係る保険料は、納付することを要しない

## 厚生労働省リーフレットより Q&amp;A

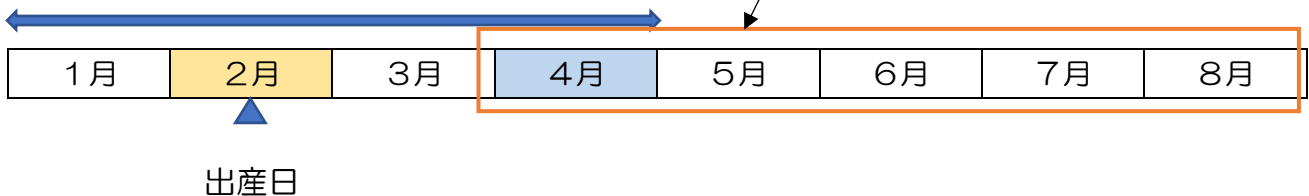
Q1 平成31年3月に出産しましたが、何月分の保険料から産前産後の保険料免除が適用されますか？

A1 出産日を基準として産前産後免除期間が決定されます。施行日が平成31年4月ですので、平成31年3月に出産した場合は、4月分、5月分の保険料が免除となります。

(追記 平成31年4月施行なので、4、5月の2月間が免除の期間)



(追記 平成31年2月に出産した場合(単胎)、4月分の国民年金保険料が免除)



Q2 産前産後期間の免除は、年金額を計算するとき免除期間として扱われますか？

A2 産前産後期間として認められた期間は保険料を納付したのものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

Q3 産前産後期間は付加保険料を納付することができますか？

A3 産前産後期間について、保険料は免除されますが、付加保険料は納付することができます。

Q4 出産後に届出することはできますか？

A4 出産後でも届出することができます。この場合の産前産後期間は、出産日の属する月の前月から翌々月までの4か月間となります。なお、多胎妊娠の場合は、出産日の属する月の3か月前から翌々月までの6か月間となります。

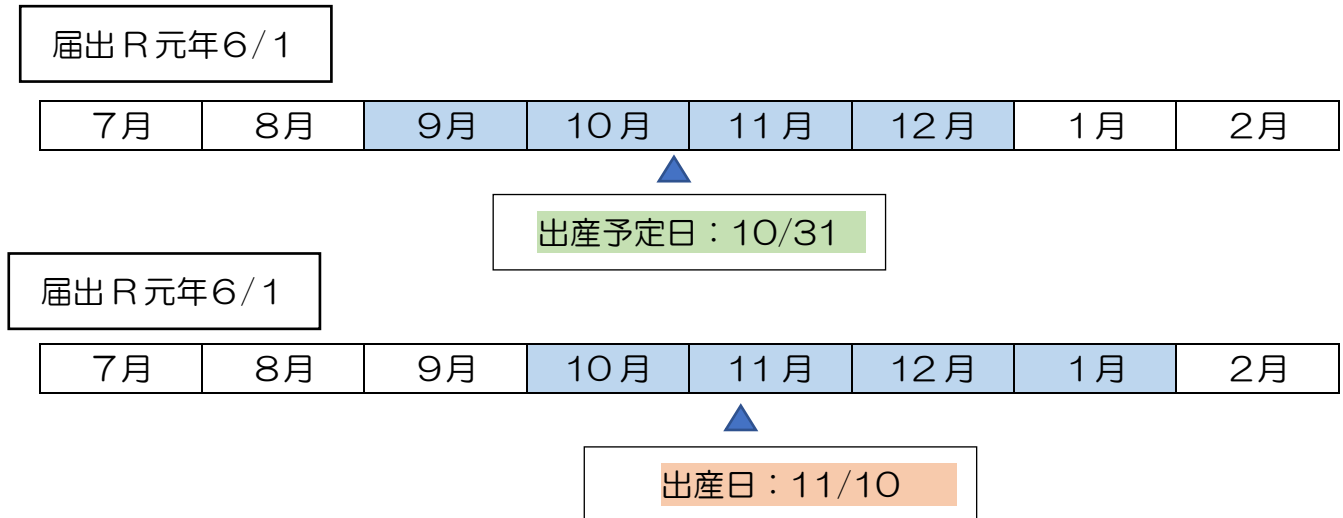
Q5 保険料を前納していますが、産前産後期間の保険料は還付されますか？

A5 保険料を納付されている場合、産前産後期間の保険料は還付されます。

## 令和元年 問 10D

令和元年 10月 31 日に出産予定である第 1 号被保険者(多胎妊娠ではないものとする。)は、令和元年 6 月 1 日に産前産後期間の保険料免除の届出をしたが、実際の出産日は令和元年 11 月 10 日であった。この場合、産前産後期間として保険料が免除される期間は、令和元年 10 月分から令和 2 年 1 月分までとなる。

(誤り) 令和元年 9 月分から令和元年 12 月分まで



問題の論点は、出産予定日の属する月を起算月にするか、実際の出産日の属する月を起算月にするか?ということですが、

届出が出産予定日の前であれば、出産予定日を基準にし、出産後に届出を行った場合は、実際の出産日を基準にするため、問 10 は誤りになります。

届出が出産前の場合	届出が出産後の場合
出産予定日の属する月	出産日の属する月 Q&A の Q 4 参照